

平成31年第1回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 平成31年 1月17日 (木)

午後2時00分

場 所 湧別町文化センターさざ波

1階中会議室

湧別町教育委員会

| | | | | |
|----------------------------|---------|--------------------------------|---------|-----|
| 1 | 招集告知の日 | 平成31年 1月 7日 | | |
| 2 | 招集の期日 | 平成31年 1月17日 | | |
| 3 | 会 期 | 平成31年 1月17日から 平成31年 1月17日まで | | |
| 4 | 招 集 委 員 | 5 名 | | |
| 5 | 出 席 委 員 | 5 名 | | |
| 6 | 欠席委員氏名 | | | |
| 7 会 議 の 結 果 | 結 果 | 原 案 可 決 | 修 正 可 決 | 否 決 |
| | 提案件数 | | | |
| | 4 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 計 | | | |
| | 4 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |

| 議案番号 | 件名 |
|-------|-----------------------------------|
| 承認第1号 | 平成30年教育委員会第12回定例会会議録の承認について |
| 議案第1号 | 湧別町学校体育文化活動費助成要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| 議案第2号 | 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について |
| 議案第3号 | 平成31年度教育委員会関係当初予算について |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

承認第1号

平成30年教育委員会第12回定例会会議録の承認について

記

署名委員 喜多友美氏より報告

平成31年1月17日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第1号

湧別町学校体育文化活動費助成要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町学校体育文化活動費助成要綱（平成21年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

記

別紙のとおり

平成31年1月17日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

冬季スキー競技の用具運搬のため保護者の自家用車を使用する場合の費用について、新たに助成対象として加えようとするため、本要綱を改正するものである。

湧別町学校体育文化活動費助成要綱の一部を改正する要綱

湧別町学校体育文化活動費助成要綱（平成21年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(助成対象人員)</p> <p>第3条 前条に規定する各競技会への参加助成の対象となる児童生徒及び教職員等の人員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 競技会の引率教職員の人員は、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 複数の湧別町立学校が前条第2項の規定により合同で競技会に参加する場合は、引率教職員等が3人を超えない範囲内で当該各校1人以内</p> <p>(3) 外部指導者は、前号に定める引率教職員以外に1人以内とする。</p> <p>ただし、当該校の校長と指導契約を締結し、日常的に指導を行っている者で、前条で定める主催団体等に登録等を行っている者に限る。</p> <p>(助成金額)</p> <p>第4条 前条に基づき競技会参加費用の助成金額は、日帰りによる競技会参加を原則とし、次の基準により支出する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) その他競技会参加に係る必要経費は、次のとおりとする。</p> | <p>(助成対象人員)</p> <p>第3条 前条に規定する各競技会への参加助成の対象となる児童生徒及び教職員等の人員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 競技会の引率教職員の人員は、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 複数の湧別町立学校が第2条第2項の規定により合同で競技会に参加する場合は、引率教職員等が3人を超えない範囲内で当該各校1人以内</p> <p>(3) 外部指導者は、前号に定める引率教職員以外に1人以内とする。</p> <p>ただし、当該校の校長と指導契約を締結し、日常的に指導を行っている者で、第2条で定める主催団体等に登録等を行っている者に限る。</p> <p>(助成金額)</p> <p>第4条 前条に基づき競技会参加費用の助成金額は、日帰りによる競技会参加を原則とし、次の基準により支出する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) その他競技会参加に係る必要経費は、次のとおりとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>冬期スキー競技の用具運搬のため保護者の自家用車利用が必要</u> <u>な場合の交通費は、保護者1人につき1キロメートル当たり37円で</u> <u>計算した金額（100円未満は切り捨て）とする。</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>ク～ケ 略</p> | <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>ク～ケ 略</p> |

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

議案第2号

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒を次のように認定する。

記

別紙のとおり

平成31年1月17日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。

議案第3号

平成31年度教育委員会関係当初予算について

平成31年度教育委員会関係当初予算について、次のように町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

平成31年1月17日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

平成31年度予算編成時における、教育委員会関係予算要求について、町長に申し出をするものである。